



2025 年 7 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ニ イ タ カ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 野 尻 大 介
(コード番号 4465 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 本 部 長 加 藤 貴 志
TEL : 06-6391-3266

従業員持株会を通じた譲渡制限付株式付与のための第三者割当による 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、当社グループ従業員に対してニイタカ社員持株会（以下「本持株会」といいます。）を通じて譲渡制限付株式を付与することとし、本持株会を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、譲渡制限付株式は、本持株会の会員のうち、本持株会を通じて譲渡制限付株式の付与を受けることに同意した者（以下「対象従業員」といいます。）に対してのみ付与されます。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年 9 月30日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 31,110株（注）
(3) 処分価額	1 株につき 2,112 円
(4) 処分総額	65,704,320円（注）
(5) 割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法による （ニイタカ社員持株会 31,110株） なお、各対象従業員への付与株式数は当社が定めた数とし、一部申込みは受け付けないものとします。

（注）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本日時点における最大値であり、対象従業員となり得る最大人数である当社グループ従業員427名に対して、役位等に応じて当社が定めた数の当社普通株式を付与するものと仮定して計算しています。実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーション及び加入者への本制度に対する同意確認終了後の対象従業員数及びその役位に応じて確定する見込みです。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、対象従業員に本持株会を通じて譲渡制限付株式を付与するため、本持株会を割当予定先として、譲渡制限付株式としての当社普通株式につき自己株式の処分を行うことを決議しました。今回付与される譲渡制限付株式は、本持株会の会員を対象として、当社グループの企業価値の持続的な向上に向けたインセンティブの付与によって当社グループの対象従業員と株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び譲渡制限付株式の付与を通じて当社グループの従業員に対して本持株会への更なる入会を奨励し、財産形成の一助とすることを目的とするもの（以下「本RS」といいます。）と、本持株会の会員のうち当社グループの管理職である者（以下「管理職会員」といいます。）を対象として、2025年7月11日に公表した2028年5月期を最終事業年度とする当社グループの中期経営計画「NX2028」における目標の達成に向けたインセンティブを付与することを目的とするもの（以下「本PS」といいます。）の2種類から構成されます。

譲渡制限付株式の付与は、①対象従業員に対し、譲渡制限付株式としての当社普通株式を付与するための特別奨励金として金銭債権を支給し、②対象従業員が当該金銭債権を本持株会に拠出して、③本持株会が対象従業員から拠出を受けた金銭債権を当社に一括して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当社普通株式の処分を受けることとなります。

対象従業員は、本持株会の規約に従って、本持株会に割り当てられる譲渡制限付株式に係る持分（以下「本持分」といいます。）を取得しますが、譲渡制限期間中は本持分に係る株式を引き出すことができません。本持株会は、その規約について、本自己株式処分に係る処分期日の前日までに、譲渡制限付株式の割当てを受けるために必要な改正を行う予定です（当該改正は、理事長が会員に対し通知した後2週間が経過した時点で、会員からの異議が会員数の2分の1未満の場合に効力が発生する予定です。）。なお、本自己株式処分は、その処分期日の前日までに当該改定の効力が発生することを条件として実施されます。

また、当社は、当社普通株式の割当ての際に、本持株会との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結する予定であり、その概要は以下のとおりです。

なお、本自己株式処分における処分株式数は、上記1（注）に記載のとおり後日確定する見込みですが、その最大値は31,110株です。本自己株式処分による希薄化の規模は、当該最大値を前提とした場合、2025年7月11日現在の発行済株式総数5,943,052株に対し0.52%であり、2024年11月30日時点の総議決権数58,928個に対し0.53%です（これらの割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。）。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

（1）譲渡制限期間

本持株会は、処分期日から2028年7月31日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）について、対象従業員による引出しを含む譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）譲渡制限の解除条件

① 本RS

対象従業員が、譲渡制限期間中、継続して本持株会の会員であることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、当該条件を充足した対象従業員が保有する本RSに係る持分（以下「RS持分」という。）に応じた数の本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、譲渡制限期間中に、定年（ただし、定年後再雇用された場合は、当該再雇用期間満了。）、死亡、役員昇格その他当社が正当と認める事由により本持株会を退会した場合には、当該対象従業員が本持株会を退会することに伴う精算が行われる月の第1営業日（以下「精算解除日」という。）をもって、精算解除日において当該対象従業員が保有するRS持分に応じた数に、処分期日を含む月の翌月から精算解除日を含む月までの月数を譲渡制限期間に係る月数である34で除した数を乗じた数の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

② 本PS

管理職会員が、譲渡制限期間中、継続して本持株会の会員（シニア社員である会員を除く。）であることに加えて、2025年7月11日に公表された2026年5月期から2028年5月期を対象とする中期経営計画における最終年度（2028年5月期）の営業利益目標が達成されること（以下「本業績条件」という。）を条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、当該条件を充足した対

象従業員が保有する本 PS に係る持分（以下「PS 持分」という。）に応じた数の本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、管理職会員が、譲渡制限期間中に、死亡、役員昇格その他当社が正当と認める事由（ただし、定年は含まない。）により本持株会を退会した場合には、精算解除日をもって、精算解除日に本業績条件の成就の達成が確定していることを条件として、精算解除日において当該対象従業員が保有する PS 持分に応じた数に、処分期日を含む月の翌月から精算解除日を含む月までの月数を譲渡制限期間に係る月数である 34 で除した数を乗じた数の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

また、管理職会員が、譲渡制限期間中に定年後シニア社員として再雇用された場合又は管理職でなくなった場合、譲渡制限期間中継続して本持株会の会員であること又は当社が正当と認める事由により本持株会を退会したことに加えて、本業績条件が達成されることを条件として、当該管理職会員が保有する PS 持分に応じた数の本割当株式の数に、処分期日を含む月の翌月から当該管理職会員が定年を迎えた日又は管理職でなくなった日を含む月までの月数を 34 で除した数を乗じた数の本割当株式につき、譲渡制限期間が満了した時点で、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、上記（2）で定める譲渡制限解除時点の直後をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が大和証券株式会社へ開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。また、本持株会は、その規約の定めに従い、RS 持分及び PS 持分と通常持分とを分別して登録し、管理する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該承認の日において対象従業員が保有する RS 持分及び PS 持分に応じた数に、処分期日を含む月の翌月から当該承認の日を含む月までの月数を 34 で除した数を乗じた数の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として対象従業員に支給し、対象従業員が本持株会に拠出した金銭債権を出資財産として、本持株会がこれを現物出資することにより行われるものです。その処分価額は、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日（2025年7月10日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値である 2,112円としております。

上記処分価額からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入しております。乖離率につき以下同じです。）は、次のとおりです。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1 か月（2025年6月11日～2025年7月10日）	2,111円	0.05%
3 か月（2025年4月11日～2025年7月10日）	2,134円	▲1.03%
6 か月（2025年1月14日～2025年7月10日）	2,059円	2.57%

なお、監査等委員会（社外取締役4名で構成。）は、上記処分価額について、処分価額が取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値という当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることに鑑み、割当予定先である本持株会にとって特に有利な処分価額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること及び②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上